

十七世紀山科の住人高山八右衛門と高山市郎左衛門について

尾 下 成 敏

はじめに

弓術の流派のなかに「山科派」と呼ばれる流派が存在する。織豊政権期および徳川政権初期に活動した山科の住人片岡家次(平右衛門)を祖とする同派は、吉田流弓術の流れをくむと言われ、山科を拠点に元禄(一六八八—一七〇四)の頃までに名弓術家を輩出し、弟子も数多の数のほつたとされる。⁽¹⁾

この山科派に属していたのが高山八右衛門である。享保元年(一七一六)版行の日夏繁高(弥助)著「本朝武芸小伝」に拠れば、彼は片岡家延(平右衛門)の弟子で、山科派の祖家次の孫弟子に当たる。⁽²⁾ 山科で弓術の稽古を積んだ八右衛門は、出羽庄内藩主酒井忠勝に仕え、徳川政権初期の寛永年間(一六二四—一四四)、京都三十三間堂の通し矢の記録を三度更新した名弓術家であった。最初の記録更新は寛永十一年四月二十四日(総矢数五三二〇本の内、通し矢は三一五一本)。二度目の記録更

新は同十四年三月二十四日(総矢数七六二六本の内、通し矢は五一九七本)、三度目の記録更新は同十六年五月十七日(総矢数八八〇四本の内、通し矢は六一五四本)と伝えられている。⁽³⁾

この小文の目的の一つは、八右衛門とその子息で弓術の指南を行った高山市郎左衛門に関する史料を紹介しながら、十七世紀を生きたこの両人と山科の関わりを明らかにすることにある。

後回しになったが、この小文の執筆動機を述べておきたい。徳川政権期の弓術の世界のなかで八右衛門は決して無名の存在ではない。また「山科派」と呼ばれる流派に属する以上、彼やその子市郎左衛門が山科の地が無縁であったとは考えにくい。こうした点については不明な点が多いように思われる。例えば当該期の山科の通史を叙述した村田路人の仕事⁽⁴⁾においても、あるいは古代から近現代までの山科の通史を叙述した佐貫伍一郎の仕事⁽⁵⁾においても、八右衛門や市郎右衛門に関する言及は見られない。このような状況を呈しているのは、両人に関する史料の発掘が進んでいないことにあると思われるが、だとすれ

ば、まずは高山父子に関する史料の発掘を行わねばならぬだろう。

ところで本学の歴史学科では、寄託史料「比留田家文書」(以下「比留田」と略称)の簡略な整理作業を進めているが、その最中、運良く、八右衛門・市郎左衛門父子に関わる史料に出会うことができた。そこで、この小文では、兩人に関わる史料の紹介を目的の一つに据えることにした。話を少し先取りして言えば、「比留田」に含まれる父子の関係史料は、彼らと山科との関わりが明らかになると予想できるものである。それゆえ「比留田」に含まれる史料をもとに、八右衛門・市郎左衛門父子と山科との関わりを一定程度明らかにし、近世山科の郷土層に関する事例を蓄積することを、この小文の今一つの目的に据えた。

一 八右衛門・市郎左衛門の弓術家としての事蹟

最初に八右衛門・市郎左衛門父子の弓術家としての事蹟を述べる。

「年代矢数帳」(以下「矢数帳」と略称)⁽⁶⁾に拠れば、八右衛門が京都三十三間堂の通し矢に初めて挑むのは、寛永六年(一六二九)三月晦日のことである。この時は、総矢数三三〇〇本の内、通し矢は一二六六本であった。二度目に挑むのが翌七年四月十九日である。この時は、総矢数三〇一三本の内、通し矢は一〇八八本であった。三度目の挑戦は寛永八年三月二十七日である。総矢数は四一一四本、うち通し矢は二〇二五本であった。なお、この年には酒井忠勝に仕えており、「矢数帳」は、寛永八年三月時点の八右衛門について「酒井宮内少(筆者註)宮内大輔の誤り殿内」と記す⁽⁷⁾。

四度目の挑戦が寛永十一年四月二十四日である。初めて通し矢の記録を更新したのがこの時であった。そして五度目に挑んだ同十四年三月二十四日、六度目に挑んだ同十六年五月十七日にも記録を更新している。その数字についてはさきに述べたので、ここには記さない。

八右衛門の弟子で京都三十三間堂の通し矢に挑戦した弓術家としては、寛永十六年五月二十二日に挑んだ柴田外記⁽⁸⁾、明暦四年(一六五八)五月十二日に挑んだ「観音寺殿」の家臣業生勘兵衛、寛文十一年五月二日に挑んだ越前の常世源五郎がいる。また弟子のなかには武蔵浅草の三十三間堂の通し矢に挑んだ柴田弥一左衛門(若狭小浜藩主酒井忠直の家臣)もいる。弥一左衛門は慶安五年(一六五二)三月二十三日、万治四年(一六六一)四月一日、同月二十三日の三度にわたり通し矢に挑戦した。

「比留田」のなかの八右衛門関係史料を紹介しよう。

史料⁽⁹⁾1

(箱上書)

「出羽国庄内御知行拾四万七千七百石

酒井宮内太輔様 御知行、拾四万七千七百石

酒井宮内太輔様

御墨印

高山八右衛門秀信頂戴

高山八右衛門秀信頂戴之「

高合千石之事、令扶助之訖、全可令所務者也、仍如件、

寛永十六年

八月朔日 忠勝(酒井)・印文「忠勝」

高山八右衛門とのへ

八右衛門が主君忠勝から頂戴した領知宛行状であり、箱の上書からは八右衛門の実名が秀信であることが知られる。史料1からは、寛永十六年八月以降の彼が出羽庄内の酒井家で千石の知行を与えられていた事実が判明する。注目すべきは、領知宛行状の日付が、八右衛門が京都三十三間堂の通し矢の記録を更新した時(寛永十六年五月十七日)から約二ヶ月半後という点であろう。通し矢の記録を更新したことがこの時の領知宛行状発給に結びついたのではないか。

忠勝期の庄内藩の分限帳としては、「庄内酒井侯藩中分限帳」がある。忠勝期のどの時点を記録したものかは不明だが、この分限帳に抛れば、八右衛門は「無役衆」と呼ばれる存在で知行高は九百石である⁽¹⁰⁾。「無役衆」という語に留意するならば、彼が藩のなかで何らかの役目に就いていたとは思えない。また寛永十六年八月の領知宛行状発給段階よりも知行高が百石少ない点という点に留意すれば、この年八月の宛行状発給により、八右衛門は加増を受けたのではないかと考えられる。

つぎに市郎左衛門について見る。「比留田」のなかに、「元禄四年(一六九二)の帯刀改の際に作成された「浪人刀指御改村々差上ケ申一札帳(11)并浪人刀指有之村々差上ケ申一札帳」が存在するが、そのなかに、つぎのような記述が見られる。

史料2

同郷之内上花山村住居

高山市郎左衛門

此仁ハ弓之指南仕、当村ニ罷有候、親父八右衛門と申仁、酒井

宮内正様浪人ニ而先年相果候、

同郷同村住居
寺本与八郎

此仁淺野式部少輔様御家来寺本八左衛門世倅、弓為執行当村ニ罷有候、

右の記載から、元禄四年段階で市郎左衛門が上花山村に居住し弓術の指南を行っていた点が判明する。かかる事実から、市郎左衛門も弓術に秀でていたと思われる。またこの史料の名称「浪人刀指御改村々差上ケ申一札帳并浪人刀指有之村々差上ケ申一札帳」に今一度目を向けるなら、市郎左衛門は主君を持たない浪人であったと判断できよう。

「酒井宮内」に仕えた八右衛門が浪人となり「先年相果」との記述にも注目したい。まず「酒井宮内」であるが、元禄四年以前に酒井名字を名乗った大名のうちで「宮内」と呼ばれるのは、忠勝と家次(忠勝の父)の二人である。家次は元和四年(一六一八)三月に、忠勝は正保四年(二六四七)十月に死去した⁽¹²⁾。となれば、八右衛門が酒井家を去つて浪人となるのは、忠勝の死去以前つまりは正保四年十月以前であろう。そして帯刀改が行われる元禄四年よりも前、すなわち元禄三年以前に彼は死去したことにならう。なお、「親」という文字から、八右衛門と市郎左衛門が父子の間柄であることが明白となる。

市郎左衛門の弟子についても述べておこう。彼らは京都三十三間堂の通し矢に挑戦している。万治二年四月十一日に挑んだ松平光重(美濃加納藩主)の家臣秋田藤太夫、万治三年四月十六日に挑んだ越前の久野彦三郎、貞享四年(一六八七)五月二十五日に挑んだ寺本与八郎であ

る。付言すると、史料2からは、寺本も師の市郎左衛門と同じく上花山村に居住していた事実が浮かび上がる。

最後に八右衛門と市郎左衛門の活動時期を述べておく。八右衛門については、彼が京都三十三間堂の通し矢に初めて挑む時期や、慶安三年に生存していた点(後述)から推して、少なくとも一六二〇年代から五〇年代が活動時期と判断できよう。市郎左衛門については、弟子の秋田藤太夫が通し矢に挑む時期や、市郎左衛門が元禄四年に生存していた点から見て、少なくとも一六五〇年代から九〇年代が活動時期と見られる。

ここで述べたおもな点をまとめておく。(1)八右衛門の活動時期は、少なくとも一六二〇年代から五〇年代の間、市郎左衛門の活動時期は、少なくとも一六五〇年代から九〇年代の間と見られる。(2)出羽庄内藩主の酒井家に仕え千石の知行を得た八右衛門だが、正保四年以前に同家を去って浪人の身となり元禄三年以前に死去した。市郎左衛門は上花山村に居を構える浪人であった。(3)京都三十三間堂の通し矢の記録を更新した八右衛門も、その子息市郎左衛門も弓術家の育成を担っていた。

二 高山父子と川那部(川那边)父子

史料の紹介を行いながら、八右衛門・市郎左衛門父子と山科との関わりを探ることにしたい。順序は逆になるが、「比留田」のなかの市郎左衛門関係史料を取りあげる。

史料⁽¹³⁾ 3

①山科御寺領

米、両度ニ拾八石^(巻)斗、慥^(巻)□請取申候也、

万治貳年

亥極月十日 横田帶刀(花押)^(長仍)

高山市郎左衛門殿

②山科御寺領

米、合拾八石壹斗、両度ニ上り候、

但戌霜月十六日ニ拾石

十二月十六日ニ八石壹斗

右、米両度ニ請取申候也、

万治元年

上田織部

戌十二月十六日 正信(花押)

横田帶刀

長仍(花押)

高山市郎左衛門殿

③山科御寺領

米、合拾八石壹斗慥ニ請取申候、

但此内拾石ハ霜月十九日ニ上ル也、

明暦三年

西ノ 上田織部(花押)^(正信)

極月十一日

横田帯刀(花押)

高山市郎左衛門殿

④山科御寺領、米両度分、

拾八石壹斗慥ニ請取申候也、

明曆貳年

霜月十八日 横田帯刀(花押)

高山市郎左衛門殿

⑤山科従先規之御寺領

米、合拾八石壹斗慥ニ請取申候也、

明曆元年

未霜月十二日 横田帯刀(花押)

川那辺市郎左衛門殿

明曆元年(一六五五)から万治二年(一六五九)までの米の請取状である。合計して五通あり、年代の新しいほうから順番に貼り継がれている。

まずは差出人について述べる。横田帯刀(長仍)・上田織部(正信)の両名は西本願寺の寺侍、言い換えると、本願寺門主を務めた准如の系統に仕える寺侍であるが、この事実や米を請取った点を踏まえると、①④の「山科御寺領」、⑤の「山科従先規之御寺領」は、山科の西本願寺領と考えねばならない。

話は本筋から少しそれる。徳川政権期の山科の西野村には西本願寺

領が存在した。「比留田」のなかに「山城国宇治郡山科郷毎年免割帳」の表題をもつ帳簿が存在する。この帳簿は元和五年(一六一九)から寛永八年(一六三二)までの山科郷の村々が納入した年貢について記すものであるが、そこには「高七百三石二斗六升 此内四拾石ハ本願寺遣ス」とあり、西野村の内に高四〇石の西本願寺領が存在したことを示す。かかる事実は、享和三年(一八〇三)三月作成の「山科郷高附并地頭訳帳」からもうかがえ、この帳簿の西野村に関する記載のなかには「四拾石 西本願寺御領弁高」と記されている⁽¹⁶⁾。付言すると、西野村のこの寺領は、准如以降の門主と徳川政権の間では、高二〇石の所領とされていたらしい。そのことは、寛文五年(一六六五)七月十一日付で將軍徳川家綱が西本願寺の門主寂如へ出した領知朱印状の写のなかに「当寺領、山城国宇治郡山科郷之内式拾石、(中略)合三百石事、任元和元年七月廿七日、同三年七月廿一日、寛永十三年十一月九日先判之旨、全收納永不可有相違」とある点からうかがえよう⁽¹⁷⁾。

行論の都合上、西野村の西本願寺領について今少し述べておく。西野村には山科寺内町の旧地があり、この地が本願寺あるいは西本願寺へ与えられたが、徳川政権期に入ると、その旧地をめぐって西本願寺と東本願寺、すなわち准如の系統とその兄教如の系統の間で相論がおり、寺内町旧地は論所として両本願寺が互いに牽制しあう場となっている⁽¹⁸⁾。なお、「山科別院濫觴並ニ歴世沿革記」(以下「沿革記」と略称)の記述に拠れば、十七世紀頃の寺内町の旧地は田畠ではなく芝地であった。そして西野村の百姓らがその大部分を共同で借地する代わりに、毎年地子米二〇石を西本願寺へ納入していた⁽¹⁹⁾。

話をもとに戻す。①～④の宛名書には「高山市郎左衛門殿」と記されている。この人物だが、名字・通称が同じ点や、この小文で取りあげられる市郎左衛門の居住地が山科の上花山村であった点から判断して、高山市郎左衛門その人のことと判断してよからう。かかる理解が正しいければ、明暦・万治の頃の市郎左衛門は、西野村の西本願寺領から同寺への地子米の上納を担っていたと判断できる。具体的に言えば、山科寺内町旧地に賦課された地子米を彼が百姓たちから徴収し、西本願寺へそれらを納入していたのであろう。⁽²⁰⁾

⑤すなわち明暦元年の地子米の請取状に見える「川那辺市郎左衛門殿」に注目する。同二年以降の地子米の請取状の宛所が高山市郎左衛門であることや、通称が一致することから見て、高山市郎左衛門と川那辺市郎左衛門は同一人物との予想が生じるが、それは正しい理解であらうか。他の史料に目を向けよう。

史料⁽²¹⁾ 4

高山由緒

本国飛驒之高山

一先祖 川那部伊賀守秀家

此者、織田信長公御家老金森法印御家老役相勤、知行千六百石^(長近)

シ被置候、金森家^(掇カ)而後、山科郷西野村ニ住居ス、

一妻

此親、日置出雲守次男下山斎宮息女、

一嫡子 川那部勘解由秀直

此者代ニ山科郷ニ住居申候、

但シ秀吉公尾張御戰場之時、山科郷中々被相頼、御見舞ニ参候道中病氣ニテ病死ス、

一妻

此親、加賀末光泉寺息女

前田加賀守殿ニ八千石ニ而相勤有り、

一嫡子 川那部長三郎^(勝重)

此者義、板倉伊賀守殿ニ知行式百石ニ而相勤、取次役相勤罷有候、

一嫡子 川那部八右衛門秀信^a

此者義、弓矢数惣一、式度仕候、

酒井宮内少輔殿ニ知行千石ニ而相勤候、尤山科西野村ニ家□有リ、

此藤々高山と名改申候、^(時カ)

一妻

此親、伴野八弥息女

前田加賀守殿ニ番頭相勤有、只今ニ而松平加賀守殿事、^c

一嫡子^d 高山市郎左衛門秀徳^(ヒテクリ)

一妻

此親、伴野八弥息女、尤後病死ス、

一嫡子 高山右衛門

一次男 同武兵衛秀重

右兩人ハ前妻之子

一三男 同弥内

一三男 同弥内

一四男 三郎兵衛事
同定平種秀

一五男 同平七秀治

一女子忒人 かね

しん

右五人ハ

後妻、山科郷惣頭比留田喜兵衛姉也、後病死ス、自貞名改ス、

川辺武右衛門

秋田藤太夫

一八右衛門家老

沢野六右衛門

岡田左京

史料4は「比留田」のなかの高山家の由緒書である。作成年代は特定できないが、傍線部cの「松平加賀守」が、加賀金沢の前田家の当主を指すこと、傍線部cに「只今」と記されていることを踏まえるなら、前田家の当主が「松平加賀守」を名乗った江戸時代の作成と見て誤りはなからう。

最初に目に入るのは、高山市郎左衛門に関する記述である。実名が秀徳であること等が知られよう。

つぎに川那部八右衛門(秀信)に関する記述に目を移すと、通称および実名や、酒井家において千石を与えられたと記す点、市郎左衛門を彼の「嫡子」すなわち子息とする点、高山八右衛門と一致することに気づく。ほか「弓矢数惣一」が京都三十三間堂の通し矢の記録更新を指すと見るなら、二度の記録更新か三度の記録更新かという違いは

あるにしても、高山八右衛門と同一人物と見る際の根拠にならう。これらの点から、川那部八右衛門に関する記述には一定の信憑性があると思われる、川那部八右衛門イコール高山八右衛門と判断して差し支えないはずである。そして、このような理解をとれば、川那部(川那辺)名字を称した八右衛門の子息であるため、市郎左衛門の名字も「川那辺」と記されたと考えることができよう。すなわち川那辺市郎左衛門イコール高山市郎左衛門と理解するのである。

後半の「八右衛門家老」以下の記述も目を惹く。川辺武右衛門・秋田藤太夫・沢野六右衛門・岡田左京の四名が登場する。八右衛門が酒井家で千石の知行を得ていた事実から推して、この記述も誤りとは言い難く、酒井家家臣であった時期の八右衛門には、何名かの侍が仕えていたのであろう。なお、秋田だが、既に述べたように、彼は市郎左衛門と師弟の関係にあった。八右衛門が浪人した後、美濃加納藩主の松平家に仕え、市郎左衛門の弟子となったのであろうか。

ここで述べたことを要約しておこう。(1)明暦・万治の頃の市郎左衛門は、西本願寺が山科寺内町旧地に賦課した地子米を百姓たちから徴収し、同寺へそれらを納入していた。(2)高山八右衛門と川那部八右衛門、高山市郎左衛門と川那部(川那辺)市郎左衛門は同一人物である。言い換えると、高山家と川那部(川那辺)家は同じ家である。(3)酒井家家臣であった時期の八右衛門には、何名かの侍が仕えていた。

三 八右衛門以前の川那部家

ここでは、八右衛門の祖先について述べた上で、八右衛門・市郎左衛門について今少し言及を加えることにする。

高山家と川那部家と同じ家と理解した場合、気になるのが、慶長三年（一五九八）二月三日付で西野村の松井新左衛門・田中理兵衛ら九名が出した契約状である。ここには、「地藏堂屋敷則其方之辻之屋敷ニカへ地ニ仕候、然上者永代在所中より違乱煩有間敷候」とあり、宛所には川那部八右衛門が登場する。⁽²³⁾川那部所有の屋敷地の辻に地藏堂が移ったが、その件につき、西野村を始めとする「在所中」から違乱等を行うことはないと誓約した文書である。屋敷地が同村内に存在した点から推して、宛所の川那部八右衛門が西野村の住人であったことは確かであろう。

「川那部八右衛門」の名は、本願寺門主を務めた教如とその子孫に仕えた家臣たちの人名を記す「教如様御代已来御通」のなかにも見える。⁽²⁴⁾書出に見える「教如様御代已来」に留意すれば、ここに見える「川那部八右衛門」とは近世初期の人物であって、同じ近世初期に活動した高山（川那部）八右衛門か、慶長三年の契約状に見える川那部八右衛門のどちらかと同一人物と予想できよう。時期が重なる点や名字・通称が同じ点はそのことを示す。そして、このように理解すると、両者のいづれかが、教如もしくはその後継者宣如に寺侍として仕えたことになろう。

付言すると、名字が川那部であること、通称がこの小文で取りあげられる高山（川那部）八右衛門と一致することを踏まえるなら、慶長三年の契約状に登場する川那部八右衛門とは、八右衛門・市郎左衛門父子の同族もしくは祖先に当たる人物ではなからうか。⁽²⁶⁾このような理解に立てば、少なくとも十六世紀末の段階で、八右衛門の同族もしくは祖先が西野村に居住していたことになろう。

「比留田」のなかに「広芝書付 十四通」の表題を有する帳簿が存在するが、そのなかに、つぎのような文書が見られる。

史料⁽²⁷⁾
5

（准如）
当門主御領山科郷於西野村之内、任 御朱印、従先規惣郷中割付渡置分、百姓耆人長三郎被相定候而、全御寺納不可有相違者也、仍執達如件、

元和貳年 板倉伊賀守

十月六日 勝重

（准如）
本願寺殿

雑掌

京都所司代板倉勝重が准如の雑掌へ出した判物の写である。徳川政権から安堵された西野村の所領に関する内容で、具体的には長三郎を同寺領、すなわち山科寺内町旧地の百姓と定めたものである。かかる点や、この地が芝地であり地子米が賦課されていた点からすれば、長三郎は地子米を百姓たちから徴収し、准如へそれらを納入する立場に就いたことになる。

長三郎に目を向けた時、想起されるのは、史料4に八右衛門の先代、

市郎左衛門の先々代として見える川那部長三郎である。通称が一致することや、長三郎が市郎左衛門も関わった山科寺内町旧地の百姓であることを踏まえると、板倉の判物に登場する百姓の長三郎と川那部長三郎は同一人物と見てよからう。八右衛門の先代にして市郎左衛門の先々代に当たる人物は、西野村のなかでは百姓と位置づけられていたのだ。

長三郎と思われる人物は、さきに取りあげた「教如様御代已来御通」のなかにも登場する。このなかに見える「川那部長三郎」は、ともに見える「川那部八右衛門」と同じく近世初期の人物であり、時期が重なることや名字・通称が同一であることから、長三郎と同一人物と見られる。またこの史料からは長三郎が、教如あるいは宣如のいずれかに仕える侍であったことも判明しよう。⁽²⁸⁾

ところで、「広芝書付 十四通」の表題を有する帳簿には、もう一通興味深い史料が存在する。既に翻刻されているものであるが、行論の都合上、全文を掲げよう。

史料 6⁽²⁹⁾

^a 山科郷二本願寺古屋敷御座候而、現米廿石之御朱印御座候、数年無懈意川那辺八右衛門と申者肝煎候て致寺納、右之古屋敷ニ先祖之廟所御座候、其垣此方々仕来り候、右式拾石之現米者古屋敷之地として寺納仕候ニ、何れも存来り候、然処ニ右之古屋敷本御門跡御支配之御屋敷ニ而候哉、不存由、八右衛門申候、又式拾石之田地者無御座と申候、八右衛門書状懸御目申候、然上者何れを以 御朱印所と可申候哉、御吟味被成可被下候、以上、

(良如)
本願寺御門跡内

三月朔日
(少進傳此)
下間小進法眼 印

五味備前守様

裏ニ^c

如此書付被 差上候、様子可相尋候間、可罷出也、

寅

三月七日
(五味豊直)
備前 印

川那辺八右衛門

史料6の三月朔日付訴状の写の差出人は、西本願寺に仕える下間仲此であり、宛所は徳川政権初期の上方支配を担った五味豊直である。

慶安三年(一六五〇)の発給文書である。⁽³⁰⁾一方、史料6の三月七日付差紙の写は、差出人が五味で宛所は八右衛門である。三月朔日付訴状の作成年代が慶安三年とされる点や、傍線部cの記述に留意するならば、三月七日付の差紙は三月朔日付訴状の裏に記されたもので、作成年代はこの訴状と同じ年と判断できる。付言すると、史料6は、正保四年(二四六七)以前に酒井家を去つて浪人となった八右衛門が、少なくとも慶安三年までは活動していたことを示す傍証とならう。

傍線部aを見る。「本願寺古屋敷」とは山科寺内町旧地を指す。この記述から、慶安二年以前の数年にわたって、八右衛門が寺内町旧地に賦課された地子米を百姓たちから徴収し、西本願寺へそれらを納入したことがうかがえる。⁽³¹⁾

傍線部bに目を移す。ここからは、八右衛門が、寺内町旧地が西本

願寺領かどうかは不明である等と言い、西本願寺に対し反抗的な態度を取ったことが知られる。

「沿革記」は、①慶安三年に両本願寺の間で寺内町旧地をめぐる対立が発生し、西本願寺は同地を調査しようとしたが、そのおり八右衛門は東本願寺に通じていた。②下間の訴状を受理した五味は、八右衛門を呼び出して尋問するとともに、西野村の田畠や作人を調べ上げ、寺内町旧地が西本願寺領であることを確定したと伝える。史料6の内容を踏まえると、「沿革記」の記述はおおむね事実と理解してよからう。

史料6から判明することのなかで、とくに注目したいのは、八右衛門が先代の長三郎と同じく、地子米を百姓たちから徴収し西本願寺へそれらを納入していたことである。このことは、慶安の頃の八右衛門が長三郎と同様、西本願寺領支配下の寺内町旧地の百姓として位置づけられていた点を示唆し、彼も山科近辺に居住していたことを示すと考える。なお、長三郎・八右衛門の位置から見て、地子米を徴収して西本願寺へ納入していた市郎左衛門も、寺内町旧地の百姓という位置にあったと想定できよう。

これまで述べたことを要約する。(1)少なくとも十六世紀末の段階で、八右衛門の同族もしくは祖先に当たる川那部八右衛門が西野村に居住していた。(2)長三郎は、准如が支配する西野村の山科寺内町旧地の百姓として位置づけられ、同地に賦課された地子米を百姓たちから徴収して准如へそれらを納入していた。(3)八右衛門も先代の長三郎と同様、寺内町旧地の百姓として位置づけられ、同地に賦課された

地子米を百姓たちから徴収し西本願寺へそれらを納入した。また長三郎・八右衛門の事例から見て、市郎左衛門も寺内町旧地の百姓として位置づけられていたと思われる。(4)長三郎は教如もしくは宣如に仕える寺侍であった。また十六世紀末の川那部八右衛門または八右衛門のいずれかが、長三郎と同様、教如か宣如に仕えていた。

おわりに

最初に、これまで述べたことを踏まえて、八右衛門と市郎左衛門の身分序列上における位置を整理しておきたい。

八右衛門 先代の長三郎や、同族もしくは祖先に当たる十六世紀末の川那部八右衛門が寺侍であった事実を踏まえるなら、酒井家に仕える前の八右衛門は、広く見れば、侍身分に属していたと思われる。ただし長三郎が寺内町旧地の百姓として位置づけられていた点も考慮するなら、侍身分と百姓身分の境目に位置する郷士層と見るべきであろう。

つぎに八右衛門が酒井家に仕えたということは、長三郎もしくは八右衛門の代に川那部家と教如の系統との主従関係が絶たれたことを意味しよう。また、さきに取りあげた「庄内酒井侯藩中分限帳」を見ると、知行高千石以上の武士と知行高が千石より下の武士とでは、後者のほうが数は圧倒的に多い。それゆえ、千石の知行を与えられて千石取の侍となった八右衛門は、酒井家臣団のなかでも上位層に位置していたと言える。

正保四年（一六四七）以前に酒井家を去った後は浪人となるが、さきほども述べたように、彼も西本願寺領支配下の寺内町旧地の百姓と見られるので、この時期は郷士層と見たほうがよい。

市郎左衛門 酒井家を去った後の父八右衛門と同様の情況にあったことを踏まえると、市郎左衛門は郷士層に属していたと見るべきであろう。

このように見ると、八右衛門・市郎左衛門の時代の高山（川那部）家は、酒井家に仕えた時期を除けば、郷士層の家であった点が明らかとなる。

ところで近世の山科において郷士層と言えば、禁裏に仕え帯刀を許された山科郷士、例えば比留田・土橋・林・柳田・松井・四手井・木下・竹鼻・原田・佐貫・富田・粟津・中川・平井・沢野井・中井・飯田・松井・大塚・羽田・進藤・田中・渡辺・小谷等の諸家が思い浮かぶが、前掲史料4の由緒書が禁裏への役負担を記さない点や、八右衛門が酒井家に仕えた事実を踏まえるなら、十七世紀の川那部家や高山家が右に挙げた郷士の家のように、禁裏に仕えていたとは考えにくい。となれば、当該期の川那部家や高山家は、禁裏への役を負担する山科郷士たちとは異なる存在と言えらう⁽³³⁾。

近世の山科は禁裏御料であり、享保六年（一七二一）段階において、禁裏に仕える山科郷士はその数一六二名に達していた。この数字は、享保六年時点で山科在住の郷士層の大半を山科郷士が占めていたことを示すように思われるが、恐らくこうした情況は、これ以前の十七世紀段階においても、そう変わらないのではないか。中世末期の山科七

郷の郷民が禁裏に仕える「禁裏御家人」への道を選択したことを念頭に置くなら、そうした想定が生じよう。では、山科郷士に含まれない高山家は、郷士層の大多数を占める山科郷士たちとどのような関係にあったのだろうか。

前掲史料4の後半の記述に注目する。それに拠れば、市郎左衛門の後妻は山科郷士の頂点に位置する比留田家の娘であり、またその後妻から生まれた四男種秀は、後に比留田家へ養子に入って同家を継ぎ「三郎兵衛」と名乗っている⁽³⁵⁾。これらの点から、高山家と比留田家が縁戚どうしであったことが知られるが、この事実は二つの捉え方を生じさせる。一つは、高山家が山科郷士のなかでも別格の存在と積極的に結びつくことで、家の安定をはかったとする捉え方である。今一つは、比留田家が山科派の弓術を伝える高山家と積極的に結びついて自らの家の格に箔をつけ、山科郷士のなかでの特別な地位を盤石にしようとしたとする捉え方である。どちらの理解が正しいのか、あるいは、双方とも成り立つ理解なのかについては、今後の検討課題としたい。

註

- (1) 石岡久次「弓道流派の沿革と特徴」（『現代弓道講座 総論編』雄山閣出版 一九八二年）。
- (2) 「本朝武芸小伝」（大日本武徳会本部 一九二〇年）。この小文の執筆に際しては、国立国会図書館の近代デジタルライブラリーを参照した。
- (3) 八右衛門と市郎左衛門の弓術家としての事蹟を述べるに当たっては、断らない限り、入江康平『堂射』（第一書房 二〇一一年）に依拠している。
- (4) 村田路人「近世の山科」（後藤靖・田端泰子編『洛東探訪』淡交社

一九九二年)。

- (5) 佐貫伍一郎『山科郷竹ヶ鼻村史』(私家版 一九八六年)。
- (6) 「年代矢数帳」(京都府立総合資料館蔵)。
- (7) 寛永六年・同七年段階の八右衛門については、「酒井宮内少殿内」のような記載は見られない。
- (8) 以上の叙述は、「矢数帳」の記載にもとづいている。
- (9) 「比留田」。史料1の酒井忠勝の印章は、「鶏肋編」(致道博物館蔵)に見える彼の印章と一致する。
- (10) 「庄内酒井侯藩中分限帳」(酒田市直立図書館蔵)。
- (11) 「比留田」。なお、この文書の全文は、本学文学部歴史学科編『京都橋大学史料研究報告集 京都橋大学収蔵文書五〇選』において翻刻した。
- (12) 北島正元「酒井家次」(『日本近世人名辞典』吉川弘文館 二〇〇五年)、斎藤正一「庄内藩」(『藩史大事典 北海道・東北編』雄山閣 一九八八年)。
- (13) 「比留田」。文中の①⑤は筆者が付した番号である。
- (14) 太田光俊「本願寺御家中衆次第について(二)」(『本願寺史料研究所報』三五 二〇〇八年)。なお、史料3の横田の花押はみな同じ型である。上田の花押もみな同じ型である。
- (15) 「比留田」。
- (16) 「比留田」。
- (17) 『史料館叢書 寛文朱印留下』(国立史料館編)史料番号二四三。
- (18) 岡田保良・浜崎一志「山科寺内町の遺跡調査とその復原」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第八集 一九八五年)。
- (19) 「山科別院鑑觸並ニ歴世沿革記」(京都大学大学院文学研究科図書館蔵写本)。「沿革記」は近代に作成された史料だが、地子米を二〇石とする点が史料6の記載と一致すること、十八世紀以降に作成された絵図が寺内町旧地の東半分を芝地として描くこと(註18前掲岡田・浜崎論文)を踏まえると、かかる記載は信頼して良いと考える。
- (20) 史料3に見える地子米は十八石一斗であり、「沿革記」や史料6に見える二〇石ではない。この点は追究するべきであろうが、ここでは、検

討の対象から除外する。

- (21) 「比留田」。なお、五行目の■だが、左側が寸、右側の上部がㄥ、右側の下部が貝となる。「拶」の意味に相当する字であろうか。付言すると、長三郎が寺侍であった事実を記さない点から、史料4の長三郎に関する記載が事実かどうかについては、検討を要すると考える。なお、伊賀守(秀家)・勘解由(秀直)に関する記載が事実か否かについては見解を保留しておきたい。
- (22) 歴代の当主のうち、前田綱紀から同慶寧までの当主たちは「加賀守」を官途名とし、松平名字を名乗った(田中喜男ほか「金沢藩」『藩史大事典 中部編I』雄山閣 一九八九年)。
- (23) 「比留田」。この文書の全文は、『史料京都の歴史 山科区』(平凡社)において翻刻されている。
- (24) 「教如様御代已来御通」は「野崎家記録」に含まれる史料である。引用に際しては、太田光俊「教如とその家臣団」(同朋大学仏教文化研究所編『教如と東西本願寺』法蔵館 二〇一三年)を参照した。
- (25) 本稿で使用する近世初期とは、十六世紀後半・十七世紀前半を指す。
- (26) 八右衛門の活動時期を踏まえると、十六世紀末の史料に登場する川那部八右衛門と八右衛門を同一人物と見ることは難しいように思われる。
- (27) 「比留田」。
- (28) 徳川政権期に入ると、本願寺は教如の系統とその弟准如の系統に分裂するが、分裂してもしばらくの間、両系統のいづれに所属するか決まきれない者たちがいたと指摘されている(松金直美「東西分派後の東本願寺教団」(註24前掲『教如と東西本願寺』所収論文)。
- (29) こうした状況のなか、長三郎や「教如様御代已来御通」に見える川那部八右衛門がどう行動したのか、具体的に言えば、教如の系統に仕えながらも、一方では准如の系統の所領の百姓として位置づけられていたのか、それとも教如の系統との主従関係を断つのかについては、今のところ不明とせざるを得ない。
- (29) 「比留田」。註23前掲『史料京都の歴史 山科区』において翻刻されている。

- (30) 註23前掲『史料京都の歴史 山科区』一九九頁。
- (31) 註19は、こうした八右衛門の立場を「納所」と記し、彼の「父八右衛門以来」、川那部家が「納所」を務めたとする。この記述が正しければ、慶長三年の契約状に登場する川那部八右衛門は八右衛門の父と想定できるが、註19が近代の作成であることを踏まえると、事実かどうかは断定できない。
- (32) 山科郷士については、註4前掲村田執筆分、註5前掲佐貫著書のほか、原田正俊「戦国期の山科郷民と山科本願寺・朝廷」(津田秀夫先生古稀記念会編『封建社会と近代』同朋舎出版 一九八九年)、岩上直子「近世禁裏御料と山科郷士」(『紀要』〈京都市歴史資料館〉一六 一九九九年)を参照のこと。
- (33) 禁裏御料であった事実については、註4前掲村田執筆分、註5前掲佐貫著書を参照のこと。
- (34) 註32前掲原田論文。
- (35) 史料4の後半では四男種秀の右脇に「三郎兵衛事」と記すが、これは正徳・享保(一七一―一三六)の頃の比留田家当主種秀の実名や名乗り(三郎兵衛)と記述が一致する。それゆえ、このように判断した。
- (36) 比留田家が高山家と積極的に結びつこうとしたという理解をとるなら、その背景として、十七世紀の山科で山科郷士と平百姓の差が無くなりつつあったことを(註32前掲岩上論文)、想定するべきかもしれない。